

大阪市工業用水道特定運営事業等 令和6年度モニタリング方針

本方針は、大阪市工業用水道特定運営事業等モニタリング計画に基づき市が実施するモニタリングにおいて、令和6年度に特に重点的に取り組む事項を定めるものである。

1 モニタリングの重点事項

市のモニタリングは、事業期間を通じて定例的に行うものとして、運営権者の発議のもとで行う重要管理点等の承認や、報告書や業務全般を運営権者がセルフモニタリングした結果について確認することで主に構成される。

これに加え、特に令和6年度に重点的にモニタリングする事項（令和5年度に顕在化した課題を含む。）として、下記に示す「手段」を用いて、「着眼点」に関する運営権者の業務状況を確認する。

[手段]

- (A) 市が「承認・確認」を行う計画書や報告書等について、着眼点にかかる内容を満たしていることを確認する。
- (B) 運営権者の事業所等に保管されている記録類を実地で確認する。
- (C) 作業や工事等における製品仕様や完了状況等を実地で確認する。

[着眼点]

全体

- (ア) セルフモニタリング計画に定める業務の自立改善が適正に行われるよう、過年度において生じた要求水準未達や、それに繋がるおそれのある各業務の課題、市の承認・確認及び実地調査等での指摘事項等に対し、適宜改善を実施するとともに、社内で水平展開する仕組みが確立・実践され、課題等の再発が防止できているか。(A)

(1) 総務・CS部門

- (ア) 令和6年度から本格運用が始まる新料金プランに付随するコンサルティング活動など、営業コンサルティングチームが実施する活動で得られた利用者等の意見・要望を整理・集約し検証を行い、工業用水道の需要喚起に繋げているか。(B)

(イ) 責任使用水量の決定や使用中止に伴う給水施設の撤去にかかる手続きが、供給規程の規定に基づき、実施されているか。(B)

(2) 浄水部門

(ア) 配水ポンプ設備の状態監視に係る取得データの分析を行い、故障予知に向けた有効性評価がされ、その評価を踏まえた第2期計画が作成されているか。(B)

(イ) 維持管理データベースについて、市がアクセスするための仕組みが整備されるとともに、市が活用可能な環境が提供されているか。(B)

(3) 給配水部門

(ア) 管路の更新及び支障移設関連に係る工事において、施工段階における業務の履行状況及び必要書類をチェックする仕組みが整備されるとともに、工事進捗が適切に管理されているか。(A) (B) (C)

(4) 計画・設計部門

(ア) 管路の更新及び支障移設関連に係る工事において、各段階における業務※の履行状況及び必要書類をチェックする仕組みが整備されるとともに、業務進捗が適切に管理されているか。(A) (B)

※施工業務は給配水部門

2 実施スケジュール（主なもの）

			確認等の時期			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和6年度の重点事項						
(A) 承認・確認	全体	(ア) セルフモニタリング計画に定める業務の自立改善が適正に行われるよう、過年度において生じた要求水準未達や、それに繋がるおそれのある各業務の課題、市の承認・確認及び実地調査等での指摘事項等に対し、適宜改善を実施するとともに、社内でも水平展開する仕組みが確立・実践され、課題等の再発が防止できているか。	特定部門に限定しない全体に係る着眼点（左記ア）については、それ単体での実地調査を行うのではなく、各部門の着眼点に基づく実地調査を行う際に、合わせて確認を行うものとする。			
	計画・設計部門	(ア) 管路の更新及び支障移設関連に係る工事において、各段階における業務の履行状況及び必要書類をチェックする仕組みが整備されているか。	○	○	○	○
	給配水部門	(ア) 管路の更新及び支障移設関連に係る工事において、施工段階における業務の履行状況及び必要書類をチェックする仕組みが整備されるとともに、工事進捗が適切に管理されているか。		○	○	○
(B) 記録類の 実地確認	総務・CS部門	(ア) 令和6年度から本格運用が始まる新料金プランに付随するコンサルティング活動など、営業コンサルティングチームが実施する活動で得られた利用者等の意見・要望を整理・集約し検証を行い、工業用水道の需要喚起に繋げているか。		○		
	総務・CS部門	(イ) 責任使用水量の決定や使用中止に伴う給水施設の撤去にかかる手続きが、供給規程の規定に基づき、実施されているか。				○
	浄水部門	(ア) 配水ポンプ設備の状態監視に係る取得データの分析を行い、故障予知に向けた有効性評価がされ、その評価を踏まえた第2期計画が作成されているか。				○
	浄水部門	(イ) 維持管理データベースについて、市がアクセスするための仕組みが整備されるとともに、市が活用可能な環境が提供されているか。				○
	計画・設計部門	(ア) 管路の更新及び支障移設関連に係る工事において、各段階における業務の履行状況及び必要書類をチェックする仕組みが整備されるとともに、業務進捗が適切に管理されているか。		○		
	給配水部門	(ア) 管路の更新及び支障移設関連に係る工事において、施工段階における業務の履行状況及び必要書類をチェックする仕組みが整備されるとともに、工事進捗が適切に管理されているか。			○	
(C) 作業や工事等の 完了状況等の 実地確認	給配水部門	(ア) 管路の更新及び支障移設関連に係る工事において、施工段階における業務の履行状況及び必要書類をチェックする仕組みが整備されるとともに、工事進捗が適切に管理されているか。			○	

反映

反映

令和7年度 事業計画書			○	
令和7年度 モニタリング方針				○